

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

* :著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC :著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

(2) :パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし:上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2013, 佐伯仁志

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2013, Hitoshi Saeki

学術俯瞰講義 「この国のかたち」 2013年11月14日

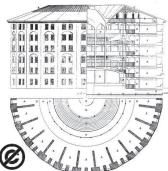
刑法から見た国家（2）刑罰を科す国家

佐伯 仁志（大学院法学政治学研究科教授）

刑務所（受刑者を収容して刑罰を執行）と拘置所（未決拘禁者および死刑確定者を収容）

刑務所の歴史

江戸の小伝馬牢、松平定信による人足寄場の設置（1790）



明治5年監獄則・監獄則図式、明治14年監獄則、明治22年監獄則改正

Jeremy Bentham (1748~1832) パノプティコン(Panopticon)一望監視装置

Michel Foucault (1926~1984) 『監獄の誕生—監視と处罚』 (1977)



CC BY-SA 3.0

明治41年監獄法

昭和57年～監獄法改正案（刑事施設法案）の国会提出・廃案、代用監獄問題

安丸良夫「『監獄』の誕生」安丸良夫集第4巻（2013）

重松一義『図鑑日本の監獄史』（1985）左：千葉刑務所（明治40年竣工）法務省

名古屋刑務所事件→平成15年行刑改革会議提言 (<http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>)

平成17年刑事収容施設法

平成19年～PFI刑務所の建設

（千葉刑務所写真：Photo by Otraff, from Wikimedia Commons, <http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Chiba-Prison-2009.jpg?uselang=ja>）

刑罰の正当化根拠：応報刑論と目的刑論

絶対的応報刑論：カント (Immanuel Kant 1724-1804) 人の人格を常に目的として使用し単なる手段として使用してはならない（『人倫の形而上学の基礎づけ』）、市民社会が解散する場合といえども、獄舎につながれている最後の殺人犯は、その前に死刑に処せられなければならない（『人倫の形而上学』）

意思自由論

相対的応報刑論

マクロの正当化とミクロの正当化 H.L.A.Hart, Punishment and Responsibility (1968)

目的刑論1 一般予防論

Cesare Beccaria (1738-1794) 『犯罪と刑罰』（岩波文庫、1763）

Paul Johann Anselm von Feuerbach (1775-1833) 心理強制説に基づく罪刑法定主義

消極的一般予防、積極的一般予防

目的刑論2 特別予防論

理性の人間像に対する批判、決定論

Cesare Lombroso (1836-1909) 『犯罪人』（1891）生来性犯罪人説

Mary W. Shelley 『フランケンシュタイン、あるいは現代のプロメテウス』（1818）

1931年の映画：James Whale 監督、Boris Karloff 主演

1994年の映画：Francis Ford Coppola 監督、Robert De Niro, Jr.主演



学派の争い

旧派=客観主義と新派=主観主義の争い：未遂の成立時期、定期刑と不定期刑

『Minority Report』 Philip K. Dick 原作、Steven Spielberg 監督、Tom Cruise 主演

大津事件（1891）大審院院長児島惟謙（1837～1908）

新派→医療モデル

Fanz von Liszt（1851-1919）処罰されるべきは行為でなく行為者、社会政策は最良の刑事政策、刑法は犯罪者のマグナカルタ

牧野英一（1878-1970）犯罪微表説、社会防衛論、社会的責任論、文化国家論

正木亮（1892-1971）

大正11年旧少年法の不定期刑制度（8条）、昭和6年仮釈放審査規程、昭和8年行刑累進処遇令

芹沢一也『<法>から解放される権力』（2001）

小野清一郎（1891-1986）道義的責任論

瀧川幸辰（1891-1962）瀧川事件（1933年）

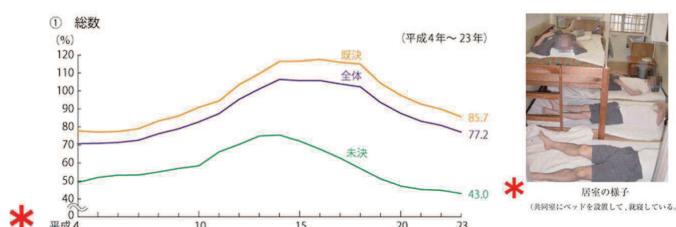
刑務所民営化

構造改革特区制度に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法の活用が図られ、美祢社会復帰促進センター（収容定員1300人）、喜連川社会復帰促進センター（2000人）、播磨社会復帰促進センター（1000人）、島根あさひ社会復帰促進センター（2000人）が運営開始

英米型（包括委任=民営刑務所）と独仏型（サービス業務委託=混合刑務所）

日本は後者だが、権力的業務の準備行為・事実行為（所持品・居室等の検査、収容監視、職業訓練の実施、書籍・信書の検査、領置物の保管など）も委託、職員ポストの約半数が民間人

目的：①規制改革（施設運営の効率化・経費削減）、②過剰収容への対応、③職員の負担軽減、④行刑改革（職員の意識改革・施設の透明性確保）、⑤受刑者の改善更生・円滑な社会復帰、⑥地域との共生、⑦官製市場の開放による雇用創出



左：刑事施設の収容率（平成24年版犯罪白書）
平成5年末定員6万4,151人、収容率71.0%
(既決77.2%) → 17年末定員7万6,043人、
収容率104.0% (既決116.0%) → 23年末定員9万547人、収容率77.2% (既決85.7%)



（左：『平成24年版 犯罪白書』2-4-1-2図、右：『平成18年版 犯罪白書』2-4-1-1図 写真「居室の様子」）

土居政和「PFI刑務所の現状と課題」犯罪と非行172号6頁以下（2012）

島根県立大学PFI研究会編『PFI刑務所の新しい試み』（2009）

ホースプログラム、島根あさひ盲導犬パピープロジェクト

日本盲導犬協会 <http://www.moudouken.net/puppyproject/>

夜警国家、最小国家（Robert Nozick（鳴津格訳）『アナーキー・国家・ユートピア』（1985））

民間軍事会社（PMSCs:Private Military and Security Companies）